

広報
やないづ

7

vol.544 2013

柳津町将来像

みんなが**主役**! 笑顔広がる**絆**のまち



●今月の内容●

8月は医療保険証の更新時期です	2
先進校の視察をしてまいりました	4
水稻病虫害(カメムシ類)を退治しよう!	5
赤べこ新聞社	6
情報プラザ	10

第48回職場親善ソフトボール大会 (6月2日)

8月は医療保険証の更新時期です

後期高齢者医療被保険者証・ 国民健康保険高齢受給者証の更新

【後期高齢者医療被保険者証】

後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、
平成25年7月31日までとなっています。

8月1日以降に医療機関を受診される場合は新しい保険証をご利用ください。

- 対象者 現在、後期高齢者医療保険証をお持ちの方
- 更新日 **平成25年8月1日**
- 交付方法 7月末までに各区長さんを通じ交付されます。

(手続きは必要ありません)

【国民健康保険高齢受給者証】

国民健康保険に加入されている70歳～74歳の方には、国民健康保険証とは別に高齢受給者証が交付されております。高齢受給者証には医療機関窓口で支払う自己負担額が記載されておりますので、病院で受診される際には保険証と一緒にご提示ください。

- 対象者 国民健康保険加入で70歳～74歳までの方
- 更新日 **平成25年8月1日**
- 交付方法 7月末までに各区長さんを通じ交付されます。

(手続きは必要ありません)

国民健康保険・後期高齢者医療保険 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

－ 8月に限度額適用認定証等の更新手続きが必要です －

国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入の方で、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、有効期限が平成25年7月31日までとなっておりますので、**再度申請が必要となります。**

8月になりましたら、下記により更新の申請手続き願います。

- 持参品 ・現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」
・保険証 ・印鑑

【限度額適用・標準負担額認定証】

- 入院時の医療費、食事代、居住費の自己負担限度額が適用されます。
※食事代については減額もされます。

- 限度額は世帯の収入等により異なりますので、詳細については町民課にお問い合わせ願います。
※証の交付の判定には、**確定申告をされている**ことが条件となりますので、申告されていない方は先に手続き願います。

- 有効期間は申請した月の初日から平成26年7月31日までとなります。

国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用・
標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・
標準負担額減額認定証

水稻病害虫(カメムシ類)を退治しよう！

柳津町の平成24年産一等米比率は、J A会津みどり管内で最低の比率でした。この原因は高温障害やカメムシ類などの病害虫による着色米が多く発生したためです。

斑点米カメムシ類は、イネ科植物などの子実を好適な餌としており、畦畔の雑草などで増殖し、水稻出穂後に本田へ移動してイネの子実を吸汁することで、被害を及ぼします。

こうしたことから、増殖源となる水田周辺のノビエなどのイネ科雑草とイヌホタルイを適正に管理することが重要です。

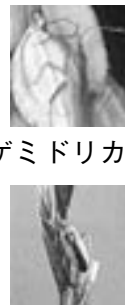
徹底した管理で一等米比率を向上していきましょう！



イヌホタルイ



ノビエ



アカヒゲミドリカスミカメ



アカスジカスミカメ

畦畔などの草刈りは7月20日までに完了しましょう。

(7月21日から9月上旬までに草刈りした場合、本田にカメムシ類を追いやり、被害が拡大します。)

☎ 地域振興課農林振興班 TEL 42-2116

柳津営農経済センター TEL 42-2616

注意!!

クマによる人身事故が多発しています！

現在会津管内においてクマによる人身事故が多発しており、死亡者1名が発生するなど、事態は深刻です。山菜採取やハイキング等で山へ入る際は十分に御注意ください。

以前は「クマは臆病で音の鳴るものを持って行けば大丈夫だ。」と言われていましたが、最近の傾向として人を恐れないいわゆる「人慣れたクマ」が民家近くに出没している状況です。

山へ入る際は、決して1人で入らず、集団での行動をお願いします。

また、家族等にその行き先、同行者、帰り予定時刻等を必ず告げてから出かけるよう心がけてください。



☎ 地域振興課農林振興班 TEL 42-2116

先進校の視察をしてまいりました ～教育委員会より～

5月29日(水)に、学校教育調査検討委員会では、かねてから本委員会で視察の希望があった先進校の視察をしてまいりました。

当日は、まず5つの小学校を統合した西会津町を訪問し、統合の方針や経過等について西会津町教育委員会で佐藤教育長より御説明をいただきました。

【西会津町の状況】

- ・児童数の減少に伴い、町内の小学校5校中3校が複式学級をもつこととなってきた。
- ・このような状況に対し、保護者の心配や不安の声があり、町でも小学校の適正配置について検討してきた。
- ・学習は一定集団のもとで児童同士が切磋琢磨、競争することが望ましいという考えに立って5校の統合を決定した。
- ・平成24年4月に統合した西会津小学校が開校し、現在は旧野沢小学校校舎を使用しているが、西会津中学校(平成14年統合)の隣に中学校と施設を共用することを前提に新校舎を建築中である(平成27年春完成予定)。

続いて、郡山市湖南地区にある湖南小中学校を訪問し、同校の校長を経験された郡山市教育委員会の菊地主幹より御説明と校舎案内をしていただきました。

【郡山市湖南地区の状況】

- ・湖南地区の小学校5校は少子高齢化に伴い児童数の減少が進み、複式学級の増加が予想される状況となった。
- ・このような状況の中、平成11年に複式化を回避しよりよい環境の中での教育を願う地元の会が立ち上がり、市に統合小学校建築を願い出た。
- ・これらの動きを受け、市は既存の湖南中学校(昭和50年統合)の隣に校舎を併設し、全国に先駆けて「小中一貫教育」を実践することとして、平成17年春に湖南小中学校を開校した。

出席された委員の皆様はメモを取りながら説明を聞き、統合後の地区の状況について質問するなど、終始熱心に取り組んでおられました。

本委員会では、今後2回から3回の話し合いを行い、今回の視察も含めたこれまでの調査検討の内容を教育委員会への報告することになっています。

西会津町教育委員会にて



郡山市湖南小中学校にて



☎ 教育課学校教育班 TEL 42-2115





柳津町ダム災害を考える会 要望

6月4日（火）に柳津町ダム災害を考える会が来庁され、平成23年7月29・30日新潟・福島豪雨災害の復旧対策等について、町へ要望書を提出されました。

柳津町ダム災害を考える会は、平成23年7月末の新潟・福島豪雨がもたらした災害について検証し、地域住民の立場で今後同様の災害が繰り返されないように町や関係機関へ働きかけることを目的に活動されています。

あかべこさくら会から図書 の寄贈を受けました

6月4日（火）にあかべこさくら会を代表して長谷川早代子氏が来庁され、図書“会津やないづの昔話”を町に寄贈されました。

あかべこさくら会は奥会津の魅力を広くPRするために活動されていて、“会津やないづの昔話”はその活動の一環として柳津町の昔話を集めて作成されたとのこと。



町民ソフトボール大会開催

6月9日（日）に第59回柳津町民ソフトボール大会が柳津運動公園グラウンド及び柳津小・中学校校庭で開催されました。

当日は快晴に恵まれ、参加者は地区の方々と力を合わせて優勝を目指してプレーされていました。

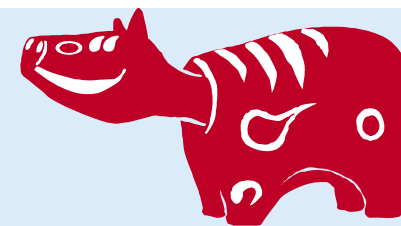
【大会結果】

優勝：太平町・岩坂町・桐ヶ丘チーム 準優勝：藤Aチーム
第3位：猪鼻・黒滝・大野・軽井沢チーム、檀ノ浦・柳ヶ丘チーム



赤べこ新聞社

頑張る人にズームイン
みなさんの「ホット」するような情報をお知らせください。取材にお伺いします！
◎総務課企画財政班 ☎42-2112



県知事表彰受賞報告

5月20日（月）に元福島県商工会連合会理事樋正人氏、柳津町農業委員会会長齋藤正彦氏が来庁され、各種功労者知事表彰の受賞を町長に報告されました。

各種功労者知事表彰は、県政の発展や住民福祉の向上に多大の貢献のあった方を、知事が県民を代表して表彰しているものです。



樋 正人氏

齋藤正彦氏

観光復興PRキャラバン

5月28日（火）に柳津観光協会による観光復興PRキャラバンが会津若松市で実施されました。

“うとちゃん”や観光協会会員が、会津若松市中央通りの「会津広域観光情報センター・いらんしょ」と「鶴ヶ城」において、あわまんじゅうの配布や“うとちゃんおみくじ”で柳津町の観光をPRしました。来場者の方はあわまんじゅうを賞味し、かわいい“うとちゃん”と楽しそうに触れ合っていました。

観光復興PRキャラバンは、風評被害の払拭及び観光産業発展を目的に実施しております。



平成25年4月1日より『健康日本21(第2次)』が推進されます③

<5. 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善に関する目標>

生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康の増進を形成する基本的要素となる栄養・食生活身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要です。

栄養・食生活の目標

- ① 適正体重を維持している者の増加（肥満、やせの減少）
- ② 適正な量と質の食事をとる者の増加
 - ア) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合
 - イ) 食塩摂取量の減少
 - ウ) 野菜と果物の摂取量の増加
- ③ 共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）
- ④ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録の増加
- ⑤ 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加

栄養・食生活は、生命を維持し、子どもたちが健やかに成長し、健康で幸福な生活を送るために重要です。



身体活動・運動の目標

- ① 日常生活における歩数の増加
- ② 運動習慣者の割合の増加
- ③ 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加

「身体活動」…安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費するすべての動きのこと
 「運動」…身体活動のうち、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持・増進を目的として計画的・意図的に行われるもの

休養の目標

- ① 睡眠による休養を十分とれていない者の減少
- ② 週労働時間60時間以上の雇用者の減少



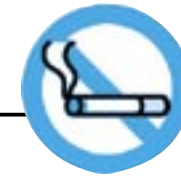
十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことは、こころの健康を保つのに重要なことです。

飲酒の目標

- ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（1日当たりの純アルコールの摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少
- ② 未成年者の飲酒をなくす
- ③ 妊娠中の飲酒をなくす



がん、高血圧、脳出血、資質異常症などの飲酒に関連する多くの健康問題リスクは、1日平均飲酒量とともにほぼ直線的に上昇することが示されています。



喫煙の目標

- ① 成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい人がやめる）
- ② 未成年者の喫煙をなくす
- ③ 妊娠中の喫煙をなくす
- ④ 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少

喫煙はがん、循環器疾患、呼吸器疾患、糖尿病の他、周産期の異常（早産、低出生体重児、死産、乳児死亡など）の原因となります。また、受動喫煙も、虚血性心疾患、肺がんに加え、乳幼児の喘息や呼吸器感染症、乳幼児突然死症候群などの原因にもなります。

歯・口腔の健康の目標

- ① 口腔機能の維持・向上
- ② 歯の喪失防止
- ③ 歯周病を有する者の割合の減少
- ④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加
- ⑤ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加

歯周病と糖尿病や循環器疾患等との密接な関係性が報告されており、成人期の健康づくりにおいて「歯周病予防」の推進は重要と考えられます。



“ムシババイキン”をやっつけたぞ!!



『歯の衛生週間』に合わせて、柳津保育所と西山保育所で「はみがき教室」を実施しました。

各クラスごとに紙芝居と歯みがきの練習をしました。ひまわり・すみれ組では、みがき残しがなければ、歯の染め出しをすると、「口の中がピンクになったー」と子供たちは大騒ぎ。「ピンクになった歯には、ムシババイキンがくるよー」と説明し、みんなで一緒に、歯みがきをして“ムシババイキン”を退治しました。



情報 Information プラザ

会津若松地方広域市 町村圏整備組合から のお知らせ

会津若松地方広域市町村圏整備組合では、平成26年4月採用予定の職員を募集します。

○採用職種及び採用予定人数

消防職員 13名程度
消防職員(救急救命士) 若干名
行政職 若干名

○受験資格

消防職員…高等学校卒業程度の学力を有する方で、昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。また、身体の基準は、身体強健な者とする。
救急救命士…昭和61年4月2日以降に生まれた人で、救急救命士法による救急救命士の免許

の交付を受けていること。
行政職…高校卒業程度の学力を有する方で、昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。

○試験申込書の請求

会津若松地方広域市町村圏整備組合事務局・消防本部・消防署・分署・出張所・市町村役場で試験申込書を交付するほか、消防本部又は会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページからダウンロードできます。

○受付期間

平成25年7月17日(水)から平成25年8月16日(金)まで(執務時間8時30分から17時15分までの間。土日祝日を除く。)

郵便による申込書提出の場合は、平成25年8月16日(金)の消印のあるものまで受け付けます。※詳細については、次の問い合わせ先までお問い合わせください。

○消防職員及び消防職員(救急救命士)

会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部総務課
総務グループ
☎0242-159-1400

行政職

会津若松地方広域市町村圏整備組合事務局総務課総務係
☎0242-24-6311

会津坂下警察署から のお知らせ

柳津町では5月中、刑法犯の発生が1件ありました。

送りつけ商法に注意

最近、高齢者に対して健康食品等を一方的に送りつけて購入させるといった、いわゆる「送りつけ商法」による被害が急増しています。

○送りつけ商法とは

注文した覚えの無い商品を購入者に送りつけ、その商品代金を請求する商法です。

○被害に遭わないためには

・注文者の確認が取れない時には、受け取りを拒否する。
・商品を受け取ってしまった場合、14日間は何もしない。
・不当な請求が続く時には、警察署等に相談する。

○会津坂下警察署

☎0242-183-3451

会津坂下消防署柳津 出張所からのお知らせ

熱中症に気をつけよう

○熱中症の原因

炎天下で長時間過ごしたり運動したり、高温多湿、風のない中に長時間いることです。特に高齢者や乳児は車の中や風通しがない部屋に長時間いるだけで、熱中症になることがあります。

○熱中症の応急処置

・涼しい場所に避難させましょう
・衣類を脱がせて、冷やしましょう
・皮膚を露出させて、うちわや扇風機で風を当てて、冷やします。
・あまり汗をかいていない場合は、水をかけて風を当てます。
・(氷水をかけるより、ぬるい水をかけて風を当てるほうが効果的です。氷のうなどを首、脇の下、太ももの付け根などに当てて、冷却することもできます。
・水分・塩分を補給しましょう
・意識障害などにより、自分で水分を補給できない場合は、医療機関を受診して点滴による水分補給を受ける必要があります。

※自分で水が飲めない場合は、無理に飲ませないようにしましょう。
・傷病者の楽な姿勢にしましょう

○会津坂下消防署柳津出張所

☎0241-42-2151

風評被害に関する損害賠償相談会

福島第一原子力発電所の事故による風評被害に関して、法人および個人事業主が被った損害に関する賠償の仕組みや具体的な手続き等について、東京電力による個別相談会を次の日程で開催します。予約は不要です。ぜひこの機会をご利用ください。

○対象

柳津町で事業を行う観光業、商工業、サービス業、農林業等の事業者

○日時

7月2日(火)、7月16日(火)
午前10時～午後4時

○場所

柳津町商工会館

宮下病院だより

栄養士のつぶやき



県立宮下病院
管理栄養士
小野 知恵

ビールや冷たい飲み物がおいしい季節になってきました。最近は「ノンカロリー」「カロリーオフ」などの飲み物が多く出回っていますが、「ゼロ」と表示されていても、「0Kcal」ではない場合も。

「無」「ノン」「ゼロ」は100mlあたり5kcal未満に、「オフ」「低」「ライト」「控えめ」は100mlあたり20kcal以下の飲み物に表示することができます。また、「甘さ控えめ」は味覚に関する表示なので、糖類が少ないという意味ではなく、明確な基準はありません。気になる方は、商品の栄養成分表示を確認してみましょう。

ところで、「脱水にならないようにビールをいっぱい飲んでいよ～」と時々耳にしますが……×(バツ)です。アルコール飲料や甘すぎる清涼飲料水は脱水予防にはなりません。飲み過ぎには注意しましょう。

バスの中事故防止 のお願い

東京電力株式会社
福島補償相談室
☎0120-1926-404

7月1日(月)から7月31日(水)の1か月間、走行中のバス車内での事故を防止するため、車内事故防止キャンペーンを実施しています。

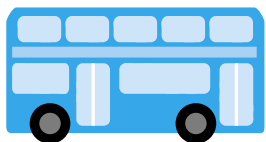
○走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをする場合があります。お降りの際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席をお立ち願います。

○バスは安全運転に徹しておりますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。満席のため、お立ちになって御利用いただく場合には、吊革や握り棒にしっかりとつかまってください。

バスの車内事故防止に皆様の御理解と御協力をお願いします。

○社団法人福島県バス協会

☎024-546-11478



次の国政選挙からインターネットを使った選挙運動ができるようになります！

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、次の国政選挙からインターネットを利用する選挙運動が解禁されます。

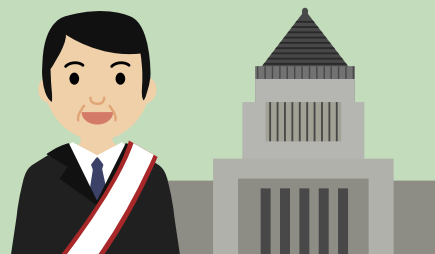
ただし、選挙運動用電子メールを送ることができるのは候補者・政党等に限られます。

また、未成年の選挙運動や選挙運動期間外の選挙運動等に対する規制があります。

〈これからのインターネットを使った選挙運動のながれ〉



有権者



候補者・政党等



電子メール

有権者が、電子メールを使って選挙運動を行うことは**禁止**です。

ウェブサイト等



ホームページ、ブログ、掲示板、SNS、動画サイト

※注意 電子メールアドレス等の表示義務があります。

電子メール

※注意 下記のような規制等があります。

- ①氏名、電子メールアドレス等の表示義務
- ②相手の求め・同意等送信先について規制
- ③一定の記録の保存義務
- ④受け取ったメールを転送することは禁止されています。



有権者へ

詳しくは総務省のホームページを御覧ください。

ネット選挙運動総務省

で検索



広報やないづ

2013年

7月号

発行：柳津町役場
(総務課企画財政班)

〒969-7201 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平乙234
TEL.0241-42-2112 FAX.0241-42-3470
<http://www.town.yanaizu.fukushima.jp>